

定款の変更と学会の構造改革について

学会運営の効率化と機動性向上を目的として、定款の変更等を行い、以下の構造改革を実施します。

- (1) 理事会と常務理事会の二重構造を解消し、従来の理事（50人以内、常務理事を含む）を代表会員とし、従来の常務理事（19人以内）を理事とする代表会員制を採用。
- (2) 会長の任期を一期二年に限定し、より多くの機関から会長を輩出する。

現在、学会の役員は、会員の選挙により選ばれた理事候補者50名が、総会において承認されて理事に選任され、この中から業務執行理事である常務理事および会長、副会長が選ばれています。常務理事会において、学会業務の検討、および決議、執行が行われるとともに、常務理事会での議決事項は、理事会に報告し、その承認を求めていることになっています。このため、議決事項が常務理事会と理事会の両方の承認を得る必要があること、50名の理事が集まって議決する必要があることから、煩瑣な手続きにより、効率の良い学会の運営が難しい状況にあります。

そこで本年5月の総会において、定款の変更を提案し、図1に示すような組織の変更を行いました。常務理事と理事の二重組織を解消し、現在の常務理事だけを理事（＝業務執行理事）として組織を簡素化しました。併せて、各地区から選挙される現在の理事を代表会員とし、総会はこの代表会員が出席して決議を行うことにより、学会運営の効率化を図ります。変更後の新定款は、平成27年5月に開催される通常総会の終結の時から施行されます。

またこれまででは、会長を二期4年務めていただくことが通例になっておりましたが、変化に対応した機動的な学会運営の観点から変えていくべきではないかと考え、役員選挙・運営内規を変更し、図2に示すように役員選任方法の変更を行います。会長、副会長の任期は従来と同じ2年ですが、会長は理事経験者として、再任は不可とし、短い任期で多くの機関から会長を輩出することにより、学会の機動力と求心力を高めます。

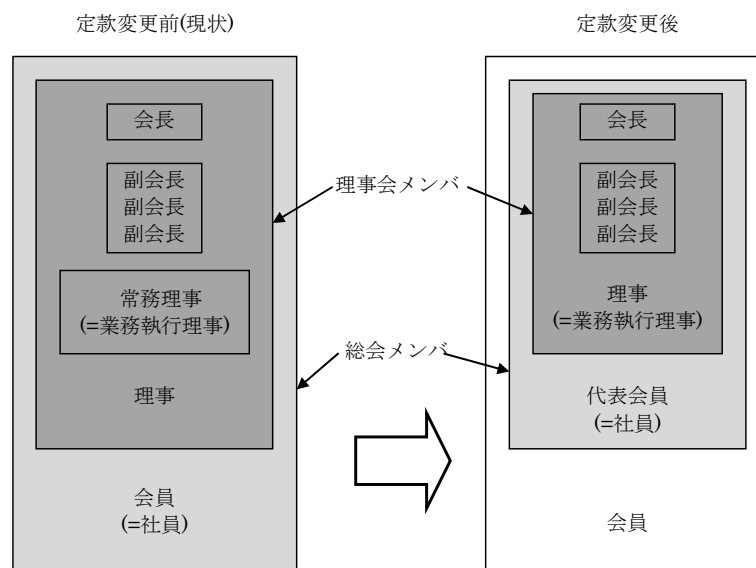


図1. 学会組織の変更

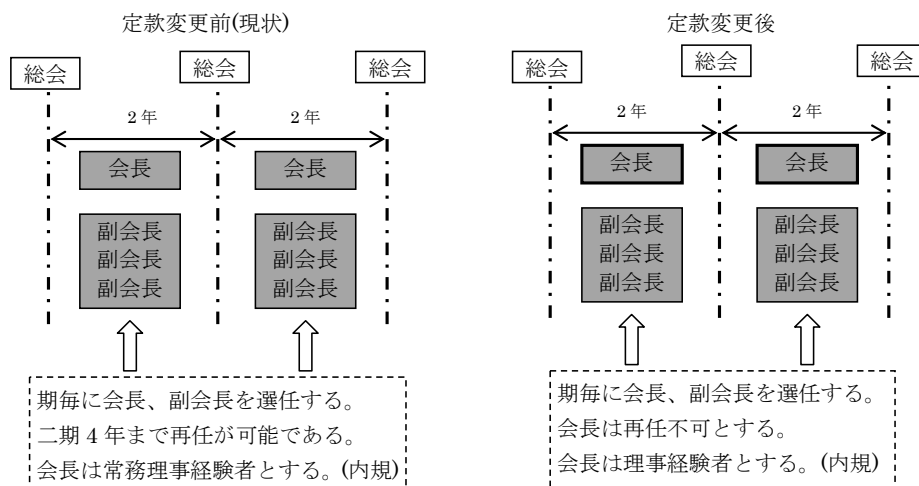


図2. 役員を選任方法の変更

なお、変更に伴う役員を選任と役割および会員の権利と義務の変更内容は、表1の通りです。

表1. 定款変更による役員を選任と役割および会員の権利と義務の変更内容

定款変更前 (現状)		定款変更後	
会長	<ul style="list-style-type: none"> 理事会の決議によって理事の中から選任される。 学会を代表し、その業務を執行する。 	会長	<ul style="list-style-type: none"> 理事会の決議によって理事の中から選任される。 学会を代表し、その業務を執行する。
副会長	<ul style="list-style-type: none"> 理事会の決議によって理事の中から選任される。 学会の業務を分担して執行する。 	副会長	<ul style="list-style-type: none"> 理事会の決議によって理事の中から選任される。 学会の業務を分担して執行する。
常務理事	<ul style="list-style-type: none"> 理事会の決議によって理事の中から選任される。 学会の業務を分担して執行する。 二期4年までは再任は可能。 	理事	<ul style="list-style-type: none"> 総会の決議によって代表会員の中から選任される。 学会の業務を分担して執行する。 二期4年までは再任は可能。
理事	<ul style="list-style-type: none"> 総会の決議により選任される。 学会の業務の執行の決定に参画する。 常務理事会に出席して意見を述べることができる。 二期4年までは再任は可能。 	代表会員 (=社員)	<ul style="list-style-type: none"> 会員の選挙により選出される。 総会に出席して、総会決議事項^{※1}を決議する。 欠員は選挙の次点から補充する。 二期4年までは再任は可能。
会員 (=社員)	<ul style="list-style-type: none"> 会員の中から理事候補者を選挙で選ぶ。 総会に出席して、総会決議事項^{※1}を決議する。 会員としての権利^{※2}を有する。 	会員	<ul style="list-style-type: none"> 会員の中から代表会員を選挙で選ぶ。 総会に出席して意見を述べるができる。(決議には参加できません。) 会員としての権利^{※2}を有する。

※1 総会決議事項：

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録の承認 など

※2 会員としての権利 (法人運営に関して)：

- (1) 定款の閲覧等
- (2) 会員名簿の閲覧等
- (3) 社員総会の議事録の閲覧等 など